

（燃料装置）

**第18条** ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第15条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.及び6.又は13.に限る。）の基準に適合すること。
- 二 自動車（前号に掲げるものを除く。）の燃料タンク及び配管は、次に掲げる基準に適合すること。
  - イ 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。
    - (1) 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの
    - (2) 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがある又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがあるもの
  - ロ プラスチック製燃料タンクにあつては、次に掲げる基準に適合すること。
    - (1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車のプラスチック製燃料タンクにあつては、寸法変化に対応でき、直射日光、エンジン等の高温部による温度上昇の少ない取付方法であり、並びに転倒時等において路面と直接衝突しないような構造及び十分な耐候性及び耐燃料性を有すること。
    - (2) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の三輪自動車のプラスチック製燃料タンクは、別添16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」に定める基準に適合すること。
  - ハ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。
    - (1) 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。
    - (2) 排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から300mm以上離れていること。
    - (3) 露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。
    - (4) 座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。
- ニ 配管は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 燃料配管の継手、弁等は排気管、消音器等高熱を発生する装置に近接して設けられていないこと。ただし、適当な防熱板等で熱が遮断されている場合はこの限りでない。
  - (2) 燃料配管は、耐候性及び耐燃料性が十分であることについて試験されたものであること。
  - (3) 燃料配管は、車室内に直接露出して配管されていないこと。
- ホ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8t以上の自動車に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車の燃料タンクの配置は次に掲げる基準に適合すること。
- (1) 原動機室内に配置されていないこと。ただし、燃料タンクが隔壁、仕切り等により原動機と分離して配置されている等その構造により衝突を受けたときに燃料タンクと原動機が接触する恐れのない自動車にあってはこの限りでない。
  - (2) 正面衝突又は追突時に直接損傷を受ける位置に配置されていないこと。
- 2 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- ただし、前項第1号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.1.1.に限る）の規定は適用しない。
- 一 自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第3改訂版の規則5.2.6.及び5.2.7.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。
  - 二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.に限る。）に適合すること。
  - 三 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車にあっては、協定規則第153号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.2.1.（5.2.1.3.から5.2.1.5.を除く。）に限る。第96条において同じ。）に

適合すること。

- 四 自動車（保安基準第18条第3項各号に掲げる自動車を除く。）にあつては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.2.6.及び5.2.7.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。
- 五 自動車（保安基準第18条第4項各号に掲げる自動車を除く。）にあつては、協定規則第95号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.3.6.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。
- 六 自動車（保安基準第18条第5項各号に掲げる自動車を除く。）にあつては、協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の規則5.5.1.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。